

## 低所得者に対する介護保険料軽減強化について（概要）

消費税率の改定への対策として、令和2年度において低所得者（第1段階～第3段階）の介護保険料の軽減強化の拡大を実施  
軽減分については公費で負担(負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)

○軽減実施後の段階別年間保険料 基準額(第5段階、割合1.0)：56,280円

	平成30年度		①令和元年度			②令和2年度		
	割合	料率(年額)	割合	料率(年額)	軽減額	割合	料率(年額)	軽減額
第1段階	0.45	25,326円	0.375	21,105円	4,221円	0.3	16,884円	8,442円
第2段階	0.70	39,396円	0.600	33,768円	5,628円	0.5	28,140円	11,256円
第3段階	0.75	42,210円	0.725	40,803円	1,407円	0.7	39,396円	2,814円

※今年度当初予算は、令和元年度の割合で予算計上。

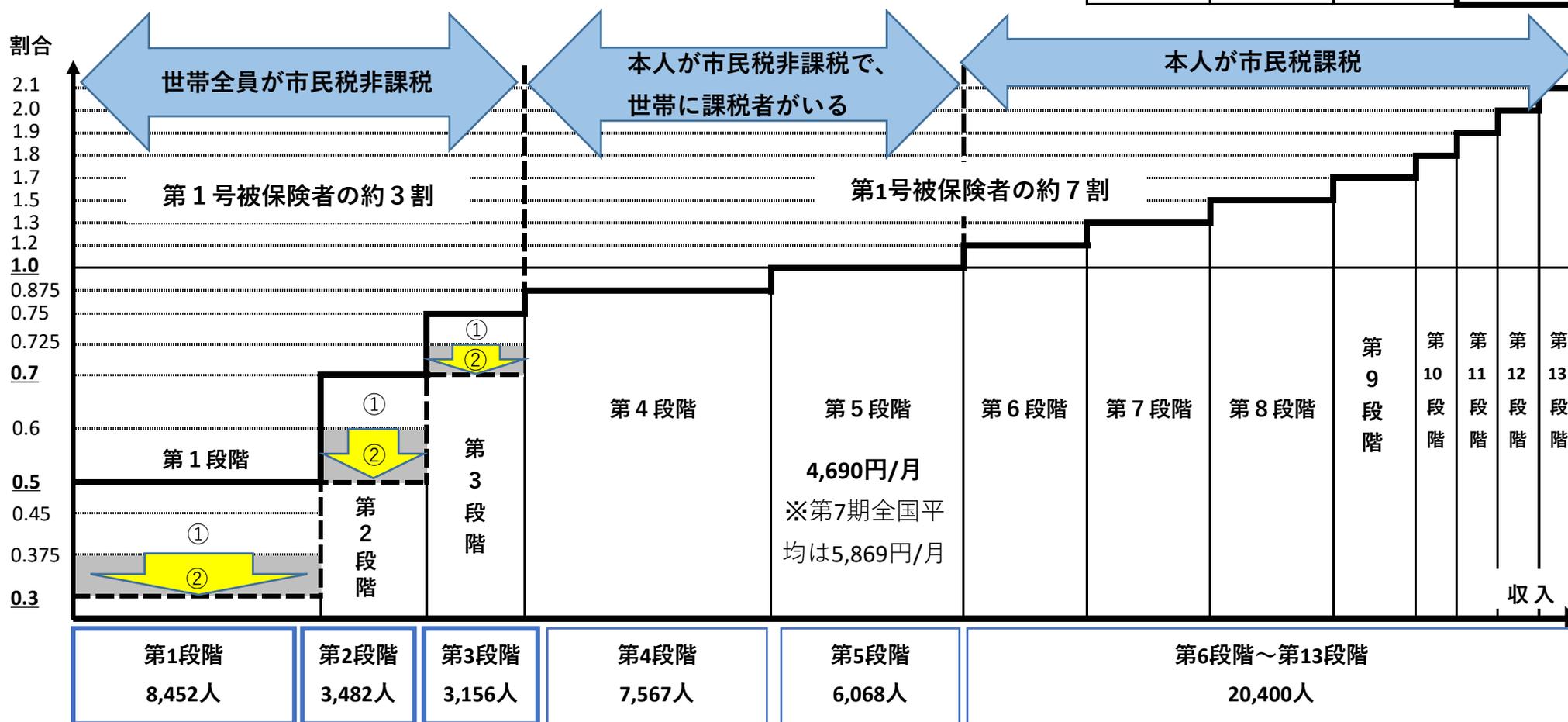
軽減実施に伴う影響額(当初予算比)

約60,663千円

(軽減対象者約15,000人)

※参考 国(介護保険法施行令)が定める基準

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	0.45	0.375	0.3
第2段階	0.75	0.625	0.5
第3段階	0.75	0.725	0.7



※第1号被保険者数は平成31年4月1日時点(令和2年度低所得者保険料軽減負担金交付申請時の軽減対象者数)